各位

会社名 株式会社フレンドリー 代表者名 代表取締役社長 國吉 康信 (コード 8209 東証スタンダード) 問合せ先 取締役営業本部長 田之頭 悟 (TEL 072-874-2747)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年 6 月 24 日開催予定の第 68 回定時株主総会(以下「本総会」といいます。) に付議することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

## 1. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条但し書きに規定する 改正規定が2022年9月1日施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入さ れることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度の導入により、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則第2条を設けるものであります。 なお、本附則第2条は期日経過後に削除するものといたします。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

尚、本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

## 3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催予定日 2022年6月24日 (金曜日)
- (2) 定款変更の効力発生予定日 2022年6月24日(金曜日)

以上

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提	(削除)
供)	(月)
<u> </u>	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主	
総会参考書類、事業報告、計算書類に記載	
又は表示をすべき事項に係る情報を、法務	
省令に定めるところに従いインターネットを利	
用する方法で開示することにより、株主に対し	
て提供したものとみなすことができる。	
(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置)
	第 15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主
	総会参考書類等の内容である情報について、
	電子提供措置をとるものとする。
	2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち
	法務省令で定めるものの全部または一部につ
	いて、議決権の基準日までに書面請求をした
	株主に対して交付する書面に記載しないこと
	<u>ができる。</u>
附則	附則
(新設)	第2条 現行定款第 15条(株主総会参考書類等のイ
	ンターネット開示とみなし提供)の削除並びに変更
	定款第 15 条(電子提供措置等)の新設は、会
	社法の一部を改正する法律(令和元年法律第
	70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規
	定の施行日(以下「施行日」という)から効力を生
	じるものとする。
	の日を株主総会の日とする株主総会については、
	現行定款第 15 条はなお効力を有する。
	3 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日また
	は前項の株主総会から3ヶ月を経過した日のいず
	れか遅い日後にこれを削除する。
	100 年7日 区にこれでに自1907 7 00

以上